

平成 25 年 2 月 15 日  
北海道管区行政評価局  
(局長：杉山 茂)

## 「国の行政機関の庁舎における安全性・利便性の確保等に関する実態調査」の調査結果に基づく改善措置状況

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 24 年 8 月～24 年 11 月
- 2 調査対象機関 北海道管区行政評価局、北海道総合通信局、札幌高等検察庁、札幌法務局、札幌入国管理局、北海道財務局、札幌国税局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道運輸局、北海道地方環境事務所の本局及び下部機関の計 44 機関

【通知日及び通知先】 平成 24 年 12 月 13 日 札幌高等検察庁、札幌法務局、北海道財務局、札幌国税局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道運輸局の 8 機関に対して所見表示

【回答年月日】 平成 25 年 1 月 31 日

### 【関係機関における改善措置の概要】

- バリアフリー化の推進については、通知した 8 機関において、点字ブロックの敷設、インターホンへの点字の表示、バリアフリー化された便所や身体障害者用駐車場に誘導する分かりやすい案内の表示など指摘事項の一部は既に改善措置が講じられたところであり、これらの機関においては、優先順位も考慮の上、来年度以降に予算要求することも含め、引き続き改善に向けた取組を進めることとしている。  
また、下部機関を含めた自主点検の実施についても、既に上部機関自らが下部機関の点検を実施し改善措置計画を策定した例や下部機関に対し自主点検について事務連絡により指示した例などがみられる。
- 受動喫煙防止対策の推進については、通知した 4 機関において、庁舎玄関横に設置されていた喫煙室、喫煙コーナー（灰皿）が撤去されており、その全てについて改善措置が講じられた。

【所見表示事項等と関係機関が講じた改善措置状況の対比表】

所見表示事項等	関係機関が講じた改善措置状況
<p><b>1 バリアフリー化の推進</b> (所見表示事項)</p> <p>各行政機関は、高齢者、障害者等の利便性及び安全性に配慮した庁舎施設のバリアフリー化を一層推進する観点から、当局が指摘した事項について、他の行政機関等と連携するなどして、建築物移動等円滑化基準等を踏まえ必要な改善措置を講じるとともに、下部機関を含め、調査結果を踏まえ自ら庁舎施設の点検を行い所要の措置を講じる必要がある（札幌高等検察庁、札幌法務局、北海道財務局、札幌国税局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道運輸局）。</p> <p>(説明)</p> <p>&lt;制度の概要等&gt;</p> <p>公共的施設である官庁施設については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）や障害者基本法等に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、階段、便所、駐車場等の施設のバリアフリー化が強く求められているところ。具体的には、次のような基準等に基づき実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「建築物移動等円滑化基準」 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ バリアフリー法に基づき同法施行令で定められた基準</li> <li>「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」</li> <li>→ 国土交通省が上記基準の具体的な適用方法等について定めたガイドライン</li> </ul> </li> <li>②「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 平成 20 年 3 月の関係閣僚会議で決定された政府の基本的な方針</li> </ul> </li> <li>③「建築設計基準」 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 国土交通省が官庁施設として有すべき性能を確保するための手法や技術的事項について定めた基準</li> </ul> </li> </ul> <p>(※バリアフリー法が施行された平成 18 年以前に建築されたものについては、基準に適合させるために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされている。)</p>	<p>&lt;改善措置状況&gt;</p> <p><b>項目 1（バリアフリー化の推進）及び項目 2（受動喫煙防止対策の推進）</b></p> <p>・札幌高等検察庁</p> <p>当局が管理している札幌第 3 合同庁舎は、平成 6 年 1 月に竣工した庁舎であり、建築物移動等円滑化基準の適合努力義務建築物である。本調査結果の事例については、庁舎玄関側の受付並びに駐車場出入口及び駐車場内に常駐している警備員が案内・誘導をしており、直ちに高齢者、障害者等の利便及び安全に支障を及ぼすことはないと思料するが、今般の調査結果を踏まえ、予算状況等を勘案した上で必要に応じて改善措置を実施していきたい。</p> <p>なお、調査結果の事例中、「点字ブロックの敷設が不適切なもの（マット覆い）」については、マットを撤去するなど是正済みである。</p> <p>・札幌法務局</p> <p>当局は、所管する庁舎について、「官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）」等関係法令に基づき、利用者の利便性等を考慮の上、庁舎の整備、維持及び管理を行ってきたところである。今回の調査結果の事例については、直ちに利用者の利便性に支障を及ぼすものではないと考えているが、今般の調査結果を踏まえ、関係機関との連携協力を図り、予算状況等も勘案した上で必要な改善措置を実施してまいりたい。</p> <p>なお、調査結果に対する改善措置については、次のとおりである。</p> <p>1 改善済みのもの</p> <p>便所の案内表示等 3 件</p>

## <調査結果の概要>

今回、当局がバリアフリー化について調査した結果、次のような状況がみられた。

- 上記「建築物移動等円滑化基準」等からみて高齢者、障害者等への配慮に欠けているとみられるもの（80事例(23機関)）

### 【点字ブロック関係（36事例(20機関)）】

- ・ 点字ブロックが庁舎施設内に全く敷設されていない例（5事例(5機関)）
- ・ 庁舎施設内の点字ブロックと道路管理者の敷設している点字ブロックとが連続していない例（1事例(1機関)）
- ・ 点字ブロックが施設内の案内所まで誘導するものとなっていない例（6事例(6機関)）
- ・ 庁舎玄関の風除室内や階段前等に点字ブロックが適切に敷設されていない例（12事例(9機関)）
- ・ 障害者等のために設置されている呼出インターホンにまで点字ブロックが敷設されていない例（7事例(7機関)）
- ・ 点字ブロックが路面や床面と同系色となっていて容易に識別できない例（3事例(3機関)）
- ・ 点字ブロックが破損又は摩耗している例（2事例(2機関)）

### 【便所関係（11事例(9機関)）】

- ・ 車いす利用者用の便房に手すりや呼出ボタンなどが適切に設置されていない例（5事例(5機関)）
- ・ 受け口の高さの基準（35 cm以下）を満たす男性用小便器が設置されていない例（2事例(2機関)）
- ・ バリアフリー化された便所の案内表示が適切になされていない例（4事例(4機関)）

### 【駐車場関係（5事例(4機関)）】

- ・ 車いす利用者用駐車施設の幅が基準（350 cm）より狭くなっている例（2事例(2機関)）

- 2 平成24年度内に改善措置をするもの  
車いす利用者対応の記入台整備1件
- 3 平成25年度内に改善措置に必要な予算要求をするもの  
点字ブロック敷設等3件
- 4 類似事例の出先機関等の点検を実施するもの  
平成24年12月に担当課が実施し、改善措置計画を策定

### ・北海道財務局

便所については、利用者の利便性及び快適性及び予算状況を勘案して改善措置について検討してまいりたい。階段路面と同系色の段鼻ノンスリップについては、早期に取替えることとしたい。喫煙コーナーについては、平成24年12月末をもって撤去済。

### ・札幌国税局

国税局及び各税務署としては、行政機関として、庁舎のバリアフリー化の推進や受動喫煙の防止など、納税者等の庁舎利用者の安全及び利便の確保・向上を図ることの重要性について十分に認識し、従来から、積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、高齢者、障害者等の皆さんへの対応や受動喫煙防止への取組に関して、更なる配慮の必要性について今回御指摘をいただいたところであり、指摘のあった事項については、その趣旨を踏まえ、①バリアフリーに関しては、例えば点字ブロックが不足しているものについて、新たに点字ブロックを敷設、②受動喫煙に関しては、庁舎建物玄関横に設置された灰皿を撤去する等、可能なものからすでに改善等の対応を行っており、今後についても、厳しい予算事情の中ではありますが、対応できるものから順次対応していきたいと考えています。

なお、今回、実態調査の対象となっていない税務署についても、今回の指摘事項を踏まえ、自主的な点検の実施を検討中です。

- ・ 車いす使用者用駐車施設を案内する立札の設置や路面表示が適切になされていない例（3事例(3機関)）

【傾斜路関係（3事例(3機関)）】

- ・ 段差解消のために設置された傾斜路が基準（勾配 1/12）を超える急勾配の上、手すりも設置されていない例

【階段関係（6事例(6機関)）】

- ・ 階段の踏面と端部が同系色で段差を容易に識別できない例（4事例(4機関)）、手すりに現在位置等を示す点字表示がなされていない例（2事例(2機関)）

【エレベーター関係（5事例(4機関)）】

- ・ エレベーター内の制御装置に点字表示や音声案内装置などが設けられていない

【例インターホン関係（4事例(4機関)）】

- ・ インターホンの設置場所が適切でない例（2事例(2機関)）、インターホンに操作案内などの点字表示が付されていない例（2事例(2機関)）

【その他（10事例(10機関)）】

- ・ 排水溝の蓋の幅が車いすの車輪や杖が挟まるほど大きい例、道路の案内標識が街路樹の陰になって見えにくくなっている例など

・ 北海道労働局

1 改善措置について

改善を要すると認められる事項については、予算確保のうえ設備改修を実施いたしますが、所要経費が高額な事案については、既存施設の劣化状況を勘案のうえ改修時期を設定いたします。

なお、下部機関を含めた組織内の自主点検については、平成 25 年 1 月 23 日付け事務連絡により指示しております。

2 措置済み事案について

次の事案については、現時点で対処済みであることを報告いたします。

(1) 喫煙者以外に受動喫煙のおそれがあるものについては、平成 24 年 12 月 1 日から喫煙所を廃止しています。

(2) インターホン設備に不備があるものについては、ボタン操作にかかる点字表示を設置しました。

・ 北海道農政事務所

庁舎における安全性・利便性の確保等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月施行）等を考慮し、限られた予算の範囲の中で措置を講じてきたところである。

今後も、指摘事項を踏まえ、予算措置、関係機関との連携及び費用対効果を考慮し、緊急性を要し、かつ、実施可能なものから所要の改善を図り、適切なバリアフリーの推進を進めて参りたい。

なお、下部機関（地域センター等）については、今回の調査内容を踏まえ、年度内に庁舎施設の自主点検を実施するとともに、問題点等がある場合、必要に応じ所要の改善を図って参りたい。

• **北海道森林管理局**

庁舎施設の維持管理については、限られた予算の範囲の中で、優先順位を踏まえ必要な措置を講じてきたところであるが、指摘事項については、今後、予算要求を行った上、予算の状況、優先順位を勘案しつつ対応して参りたい。

また、下部機関を含めた庁舎施設点検の実施については、今回の調査結果を踏まえ、努力義務に係る点検も含め検討・対応することとしたい。

• **北海道運輸局**

国の行政機関の庁舎における安全性・利便性の向上については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、限られた予算の中で必要な措置を講じてきたところであるが、今般の指摘事項を踏まえ、早急に改善が図れる点字ブロック上のマットの撤去及び利用者に対して分かりやすい案内版の表示について改善を図った。

また、その他の指摘事項についても改善に向け適切な対応を検討して参りたい。

なお、下部機関に対し、移動円滑化チェックリスト表に基づく自己点検を実施し、不適切なものは改善のための措置を検討して参りたい。

北海道運輸局における受動喫煙防止対策については、平成15年7月10日付け「職場における喫煙対策に関する指針について」（人事院事務総局勤務条件局長通知）に基づき平成16年3月11日付け全職員に対し周知するとともに、平成22年2月25日付け「受動喫煙防止対策について」（厚生労働省健康局長通知）を受け平成22年3月10日付け下部組織に対し文書を発出するなど、受動喫煙防止の措置を講じてきたところであるが、今回の指摘事項を踏まえ、引き続き受動喫煙防止対策の継続的な指導・確認を行って参りたい。

なお、指摘事項である庁舎玄関横の喫煙コーナーについては、現地

	調査実施後に即時灰皿を撤去した。
<p><b>2 受動喫煙防止対策の推進</b> <b>(所見表示事項)</b></p> <div data-bbox="125 268 1211 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>各行政機関は、受動喫煙防止対策を推進する観点から、喫煙所等を廃止又は喫煙所等を受動喫煙のおそれのない場所に移動するなど適切な受動喫煙防止措置を講じる必要がある（北海道財務局、札幌国税局、北海道労働局、北海道運輸局）。</p></div> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>&lt;制度の概要等&gt;</b></p> <p>公共的施設である官庁施設については、健康増進法に基づき、国民保健の向上を図る観点から、施設利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じることが強く求められているところ。具体的には、①「受動喫煙防止対策について」（厚生労働省通知）や、②「職場における喫煙対策に関する指針について」（人事院通知）等に基づき、次の措置を講じる必要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 原則として全面禁煙</li><li>・ それが極めて困難な場合には、庁舎施設内に喫煙室又は喫煙コーナーを設け、たばこの煙を吸引して外に排出させる排気装置や煙が喫煙場所から漏れないように仕切るための設備の設置など、適切な受動喫煙防止の措置</li></ul> <p><b>&lt;調査結果の概要&gt;</b></p> <p>今回、当局が各機関における受動喫煙防止対策について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>【喫煙室（1事例(1機関)）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁舎玄関横に設置している喫煙室において、たばこの煙を吸引して外に排出させる排気装置を設置せず、喫煙室の壁の一部を外して自然換気する方法をとっている例</li></ul> <p><b>【喫煙コーナー（3事例(3機関)）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 庁舎建物玄関横に灰皿を設置して喫煙コーナーとしている例</li></ul>	

(参考)

**【調査の背景事情】**

- 国の行政機関が入居する合同庁舎等の官庁施設については、バリアフリー法等に基づく各施設のバリアフリー化や、健康増進法等に基づく受動喫煙の防止など、来庁者の安全性・利便性の向上が強く求められているところ
- しかしながら、来庁者等から、窓口まで誘導する点字ブロックや身体障害者用便所が利用しづらい、案内表示が分かりにくいなどの意見あり
- この実態調査は、国の行政機関の利用者に対する安全の確保及びサービスの向上を図る観点から、これらの機関におけるバリアフリー化の推進状況等を調査

# 改善状況の例

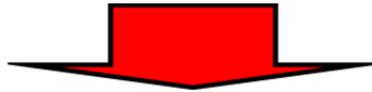
【改善前】



【改善後】



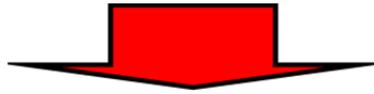
【改善前】



【改善後】



【改善前】



【改善後】

